

市民後見人養成事業の実施状況について

1 事業概要

認知症高齢者等の増加が見込まれ、弁護士等の職業後見人の不足が懸念される中、高齢者等が尊厳を保ち、判断能力が十分でなくなっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、後見等の業務を適正に行うことができる市民による後見業務の担い手（以下「市民後見人」という。）を養成することを目的として、広島市市民後見人養成事業を平成29年度から広島市社会福祉協議会に委託して実施している。

2 令和4年度の業務実施状況について

月	内容
4月	令和3年度広島市市民後見人養成研修修了者3名をバンク登録した。
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1期生及び第2期生のバンク登録者30名の登録を更新した。 第3期生3名を生活支援員に登録し、権利擁護活動を開始した。
6月	市民後見人候補者バンク登録者の成年後見人追加選任申立について、バンク登録者2名に推薦の意向確認を行い、必要な手続きや選任後の責任等説明した上で、2名から推薦希望の意思を確認した。
7月	市民後見人バンク登録者に対する第1回フォローアップ研修を開催した。 (令和4年度成年後見制度市民講演会への出席)
8月	広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会を開催し、市民後見人バンク登録者2名を推薦することについて委員から意見聴取の上、推薦することを決定した。
9月	市民後見人バンク登録者1名について、広島家庭裁判所へ成年後見人追加選任を申立てた。(1名については成年被後見人が申立て直前に急逝したため申立てを中止した)

3 事業実績について(令和4年9月30日現在)

(人)

	平成29年度 (第1期生)	平成31年度 (第2期生)	令和3年度 (第3期生)	合計
応募者数	16	37	3	56
研修修了者数	15	30	3	48
バンク登録者数	10	20	3	33
市民後見人	1	0	0	1

バンク登録者の登録状況(令和4年9月30日現在)

(人)

	平成29年度 (第1期生)	平成31年度 (第2期生)	令和3年度 (第3期生)	合計
「かけはし」生活支援員	8	19	3	30
「こうけん」後見支援員	(2)	0	0	(2)
未登録	2	1	0	3

(※)後見支援員は生活支援員の登録者から委嘱している。